

写

綾 監 第 26 号
平成 29 年 8 月 18 日

綾瀬市長 古 塩 政 由 様

綾瀬市監査委員 見 上 正 信

綾瀬市監査委員 笠 間 昇

平成 28 年度綾瀬市財政健全化審査の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 28 年度綾瀬市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

平成28年度綾瀬市財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査期間

平成29年7月13日から平成29年8月10日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

ア 健全化判断比率

(単位：%)

| 区 分 | 平成28年度 | 早期健全化基準 |
|----------|---------------|---------|
| 実質赤字比率 | — 赤字はありません | 12.72 |
| 連結実質赤字比率 | — 赤字はありません | 17.72 |
| 実質公債費比率 | 7.2 | 25.0 |
| 将来負担比率 | 46.0 | 350.0 |

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示

イ 資金不足比率

(単位：%)

| 区 分 | 平成28年度 | 経営健全化基準 |
|-----------|-----------------|---------|
| 下水道事業特別会計 | — 資金不足はありません | 20.0 |

※ 資金不足額がない場合は、「—」と表示

(2) 個別意見

本市の財政健全化及び経営健全化については、いずれの指標においても引き続き健全な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。